

令和2年度 第2回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年5月8日(金) 午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員	8番	美田俊一	委員
9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員	11番	鐵本達夫	委員
12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員	14番	金信正明	委員
15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員	17番	原田明宏	委員
18番	山本淑恵	委員	19番	吉村年明	委員			

農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員
影山卓司	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第8号 国有農地の農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否について

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第11号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開会

事務局 只今より、令和2年度第2回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山脇会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は6番 室山委員、7番 林委員にお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 今日は欠席者はございません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 4月の農家相談会については0件でしたので報告はございません。連絡報告事項お願いします。

事務局 令和2年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは、(5)、本日の議事について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事について説明をさせていただきます。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり2件の申請がございました。〇〇地内に株式会社〇〇が産業廃棄物処理施設を建設するものでございます。番号1につきましては使用貸借権、2につきましては所有権移転を伴う転用でございます。いずれも小集団の生産力の低い農地で第2種農地、許可根拠は市街地設置困難施設でございます。

議案第7号、非農地・非採草放牧地現況証明申請については、4ページのとおり3件の申請がでております。〇〇〇と〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇でそれぞれ20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第8号 国有農地の農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否についてでございます。こちらは国有の売払いなんですけれども、農地を取得できる資格があるかという適否を審議いただくものです。

議案第9号、農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ページから36ページのとおり77件の利用権設定の申し出がございました。また37ページから39ページのとおり所有権移転が3件ございます。

議案第10号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については46ページのとおり1件、農用地からの除外の協議が出ております。

最後ですが、議案第11号 農用地利用配分計画については56ページから57ページのとおり4件の協議がございました。本日の議案は以上でございます。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 それでは、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について皆さま

にお諮りいたしますが、この件につきましては、本日、午前10時30分より当番委員であります西谷美智雄委員、山下委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っております。代表して西谷委員より報告をお願い致します。

16番

16番 西谷です。先ほど会長さんがおっしゃいましたが、当番委員それぞれ現地を確認致しました。1番と2番の産業廃棄物処理施設ということで申請の土地を確認を致しました。その部分については何ら問題はないのではないかとということでございます。

この事業は安定型ということで、沈砂池等も作ってあるということで、何ら問題ないというところですが、既存の今やっておられる産廃の部分、廃プラスチックとかですね、ガラスそれから鉄くず等々、どういうことをやられているのか、その辺をちょっとご答弁願いたいんですが。

株式会社〇〇

そのことにつきましてはですね、私どもの中で先ほど言われました廃プラスチック、ガラスそれから陶磁器くずなど4品目は許可の申請をしております。

今回の処分場に入れる物は変化をしない物、腐ったりしないということですね。金属くずもそうですし、それから廃プラスチックもそうです。それからガラス、陶磁器くずもそうです。そういう物しか入れないということになっておりまして、毎月、水質検査をします。年に1回は、全項目の水質検査をします。その時にBODなりCODなりというものの変化を見る。そういう検査をして確認しますので、その値については、私どものホームページの方で随時出しておりますので、それを確認できます。それでまあ、先々私どもの処分場から放流するところですね、今現在も放流しておりますけれども、同じところに放流します。それについての〇〇〇改良区の方の覚書も書いておりまして、それによって、逐次改良区の方に報告するということになっております。

9番

今日、見させてもらいに行ったんですけれども、ちらっと見ましたのにベッドのスプリングが投げてあったんですけど、あれも受けられるわけですか。

議長

埋めようと途中までしてあったところに投げてありました。ああいう物も埋められるかという話です。

株式会社〇〇

スプリングは金属くずですし、スポンジの部分は廃プラスチックになるんです。それも変化しないものですので、そういうことで、有機物ではないということですね。

9番

処理場に行くとベッドなんかは、自分で持って行って、布とスプリングと別々にして、お金払って帰るわけですけどね。あんなのもお宅で受けられるわけですか。

株式会社〇〇

私どもの仕事の中にですね、大体解体工事なんですけれども、今非常に皆さんが家の中に備品とかですね家財を置いて帰られる、それを私どもで処理するということがあります。それは一時保管しておりまして、その中できれいに取って、もっていくということです。

9 番 個人的にそういうことはされんっていうことで、ただ解体作業の分で、ベッドのああいうものが出てきたら持って帰って、お宅の方で処理されるっていうわけですね。

株式会社〇〇 そうですね。うちが仕事の方でやってますのは産業廃棄物でして、家庭から出るごみは一般廃棄物になるんです。そういう物については私のところに権限はないんですけど、どうしても持って帰ると〇〇の方では取られないんですよ。だから私の方でそういう物を従業員を使って分別をするというようなことで今やっています。

議 長 よろしいでしょうか。はい、金信委員どうぞ。

1 4 番 1 4 番 金信です。水質検査のことについてですが、今後、何年間続くのか。多分県の検査だろうと思うわけですが、県の関わりはこれまでどういう関わりがあったのかということと、今後どういうことが想定されてあるのか。それから昔のことで記憶が鮮明ではないんですけど、一般ゴミに値するという言い方されたと思いますけれどそうであればどっかの処分場が一旦、一旦と言うよりも併用してストップさせてその都度調べるといようなところも昔あったと思っておりますけど、その辺の違いをもう少し詳しく教えて欲しいです。

株式会社〇〇 県との関わりは、5年に1回の処分場の検査があります。その中に変更がなされていないか、そういう確認もされております。それから水質検査について、私どもでやるのと同じような検査をしておられます。その検査についても公開して、うちの方と相違がないかいうふうなことも見比べてやっております。

1 4 番 封鎖等はないですね、処分場自体がストップして搬入の時に調査をするといようなことはないですね。

株式会社〇〇 はい。今までは、県からの中止命令、要請っていうのはありません。

1 4 番 聞き漏らしたかもしれませんが、水質検査は毎年1回ですか。

株式会社〇〇 水質検査につきましては〇〇〇〇〇〇に年間委託をしております、毎月1回必ずこれはさせて頂いております。それと毎月の分はBOD、CODという2つのものですが、年に1回は全項目、水銀から全部の部分を検査しますのでその結果は公表するということです。

議 長 よろしいですか。

1 4 番 はい。

議 長 その他はございませんか。それでは4番 松本委員。

4 番 4 番 松本です。地域住民への周知徹底は当然なされておると思っておりますけど、臭いとかですねああいう関係とか、それから県外から注射針とかああいうのの関係が処分場に来るといような可能性はないわけですか。

株式会社〇〇 県外からの搬入はありません。注射針とかについては、先ほど言いました4品目には医療系廃棄物というのは入りませんので扱いませんし、今も医療系廃棄物というのは、各病院から出たものは業者が集めまして、境港の方で焼却して無害化したところを県外の処分場に持っていくというふうにしております。

議 長 さっき松本委員が言われました同意書の件です。下流地域にあります各公民館の、何年か前に、この会で取られた方がいいんじゃないかということが出ましたんでその点をお願いしましたところが、〇公民館そして〇〇公民館、〇〇の〇〇処分場での関係住民、そして〇〇公民館という具合に各関係の住民の方の意見を交えて、同意が取られておりますので、その点をご承知いただきたいと思えます。いいですか、はい。

4 番 原則、お宅の会社の解体されたのが中心ですね。

株式会社〇〇 うちの方で出たものですね、これがほとんどです。ただどうしても県内の中での業者の方も解体されますんで、その時にどうしてもそういう石綿管とかは取って欲しいというふうなことがあります、それを取る場合があります。後は県外からの分はありません。

議 長 はい、分かりました。影山委員どうぞ。

影山推進委員 安定型産業廃棄物処理施設は県内でもなかなか大変だと思いますが、この安定型処理施設について鳥取県内の現状と、今回の希望されております処分場の廃棄物の処理能力、何m³或いは何万トンか分かりませんが。そういったものと現状状況でいけば大体何年くらいで一杯になるのかという予想があればですね、そこら辺を教えていただきたいという具合に思えます。

株式会社〇〇 県内には中部だけにしかないと思えますけど、東部にはありません。西部にも一部ありますがそんなに能力はありません。

私どもがこの産廃をしたのは昭和61年からでして、今の処分場が出来るまでの間ずっと拡張していきまして、今の現状があるわけです。だからうちの処分場が県内でも一番大きいかなと。あと〇〇、〇〇〇さんが〇のところですかね、あそこに今も持っておられます。そこには県外のものが入ってきますけど、県内のものがどれだけ入るかは私は分かりませんが、第一処分場としては私どもが計画しているものが一番大きくなっています。

今の現状は、残容量が25,000m³です。年にうちの方が埋め立てしているのが2,500m³です。ですから10年くらいはもつだろうと。そうしましても、10年しますと埋め立てが一杯になりますので、今回それを見越して早めに処分場を作っておきたいということで、今回はしました。これができると、150,000m³ほどですから200,000m³近くが埋められるようになります。

議 長 影山委員よろしいですか。その他ありますか。はい、河本委員。

10番 10番 河本です。ここに施設の概要というのが書いてあるんですけども、この中に木くずというのがあります。これは現在の設備が含まれておるんでし

ようか。それと、今度新しくされるのに木くずの粉碎となっておりますけれど、現在の〇〇にあるのは焼却されておりますかね。粉碎ということは粉碎した後はどうなるのでしょうか。

株式会社〇〇　　今の計画では、粉碎したものは燃料として販売するというにしています。それからもう一つありますけど、小さくもっと粉碎しまして家畜の敷く、前で言ったら鋸くずとかそういうものに作り直して利用していくというような計画を組んでおります。

　　今まで、平成8年に焼却施設を作ったんですけど、それまでは野焼きということで焼いておりましたけど法律がかわりまして、ダイオキシンの関係でとかありましたから、焼却炉持ったんですけど処理量が少ないんでね、1日に4.9トンまでの焼却施設ですので、非常に木くずが余ってしまう。だから粉碎した方が効率もいいですし、また焼くだけでなしにそういう販売もできるということで、今回は木くずの施設を併設するというになっております。

議　長　　　　よろしいですか、河本委員。

10番　　　　木くずの場合は、現在は保管がほとんど屋外ですかね、今度の施設も屋外なんでしょうかね。屋外ということは非常に問題があるのではないかなというふうに考えます。

株式会社〇〇　　今の焼却施設はですね、建物の大きさによりまして非常にまあ効率の悪い焼却処理方法なんです。今後は、屋内に置きます。そして雨に濡れないようなかたちで保管をします。屋内に置いても、粉碎しますので、十分に面積の中でおさめます。

10番　　　　現在の設備は、新しくできたら使用されるんですか、されないんですか。

株式会社〇〇　　今のものについては、焼却施設は廃炉にします。

議　長　　　　よろしいですか。新しく作った処理場で全てを処理されるということですか。

10番　　　　先ほど下流の方の同意は得ておられるということだったんですけども、会長言われたのが〇〇までだったんですけど。それ以降は、了解は必要ないんですか、あるのでしょうか。その辺をちょっと。

議　長　　　　多分ね、〇〇から流れとる川との合流地点までの合意でないかと思っております。

株式会社〇〇　　出たものの水が100倍に薄まる場所までですね。そこまでの部分はお話をして了解を得ました。今回それを含めて住民説明会をした中で、説明をして皆さんに同意を得たものです。

　　今の県の指導では、100倍希釈のところまでの皆さんに説明して同意を得なさいということがあります。

議　長　　　　今の現状でも沈砂池が作ってありまして、今日も見て来ましたがけれども、い

い水だけが流れるようにしてあります。だから次の処理施設も全て沈砂池を通して流すようにしてあります。はい、鐵本委員。

11番 鐵本です。皆さんこれ見てえっと、えっとってなことなんで、さっと説明してもらえませんか。こういう順番でこうしましたよと。発掘調査して文化財もこういう指導もなかったとかいうようなことの説明と、どういうことをしてますよとか。皆が質問がちぐはぐになっちゃって。

議長 それでは事務局から。

事務局 資料が3つありますので、説明します。1つは遺跡の関係です。平成7年に第1次調査をしておりますが、今回は第2次調査ということで、3月で調査が終わりましたので、ご覧いただければと思います。

それと廃棄物処理施設を作る場合に当たっては、県が手続き条例を定めておりまして、その条例にしたがって、合意形成の手続をすることとなっております。条例、規則を添付しております。

合意形成の流れを説明させていただきますと、廃棄物処理施設を許可申請する前にですね、事業計画を地元で説明し、説明会の議事録を付けておりますが、質疑に対する応答が誠実に対応されて、参加者の理解が得られたということです。説明会の議事録については、記載のとおりでございます。また、住民からの意見書が出ておりまして、その見解ということで、13ページに添付しております。見解書は、各公民館、市役所、中部総合事務所、株式会社〇〇や〇〇処分場等の9箇所で、広告されまして、手続条例に基づく合意形成について、「関係住民の理解が得られたと認めるとき」に該当するものと県が判断され、通知がされたということです。手続条例に基づく手続は終了したということでございます。以上です。

11番 皆が農地の転用についてはどうかということで細かいことについてはいろいろ質問が出たんですけども、私らは、環境委員ではないので、その辺のことが分からないから話きいてちぐはぐな質問に受け取られたら分からないですけど。要は転用は適正かということが、私らの問題なんで、詳しいことが分かりづらいというところがあったんで確認でお尋ねしているというようなことです。

発掘の関係については、特に文化財、古墳については大きな問題とかはなかったでしょうか。

株式会社〇〇 遺跡調査につきましては、住居跡がありまして、それから落とし穴があったりしましたが、特に保存するものはないということで、3月末をもって、開発については同意しますということがありましたので、農地がその中に一部ありますのでそれを転用をお願いしたいということです。

議長 その他ございませんか。はい、河本委員。

10番 先ほどの報告で、水質検査は県なり報告しておりますということでしたけれども、市の環境課の立ち入りっていうのはあるんでしょうか。ないようなら、なぜひ取り入れてもらいたいと思うんですけど。農業委員会から要請してもらえたら。

議 長 県の方の立ち会いでやっています。

株式会社〇〇 私どもの処分場は、いつもでも開けております。県も予告なしで検査に来られています。焼却施設につきましては、年に6回、予告なしに検査に来られます。これは処分場についても同じように、水を取るのに予告なしで来られるということです。

議 長 よろしいですか、他にございませんか。この件につきましては22日に県の常設会議で意見を聴取致しますが、その前に、18日に現地調査を行います。その他質問ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の皆さんの賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第7号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 それでは、議案第7号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について説明をお願い致します。この件につきましては、本日、午前10時30分より当番委員であります西谷美智雄委員、山下委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、西谷委員より報告をお願い致します。

16番 はい、16番 西谷です。先ほど審議を致しましたが何ら問題なしということでございます。

議 長 はい、ただ今説明のございましたとおり何ら問題ないということでございますので、議案第7号につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第8号 国有農地の農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否について

議 長 続きまして、議案第8号国有農地の農業利用目的売払いに係る農地法第3条の許可の適否について説明してください。

事務局 はい、7ページをご覧ください。この度、4月8日付けで中四国農政局長より農業委員会会長宛に〇〇〇の〇〇〇〇さんが、取得予定農地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆の農地でございますが、こちらの農地を取得するにあたり3条許可が得られるものであるかどうかの確認の照会がございました。〇〇さんにつきましては、耕作面積が5.7ヘクタールございますし、認定農業者でもあ

りますので、許可の要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 　　ただ今説明がございました、許可の適否についてお諮り致します。ご意見ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 　　続きまして、議案第9号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しますが、その前に該当委員に係る案件がございますので先に案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようでございますので、それでは早速審議に入ります。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。10ページ番号1番の〇〇〇〇〇〇〇〇は9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 　　それでは、事務局お願いします。

事務局 　　10ページでございます。番号1番〇〇〇〇〇〇〇の2筆の5、102㎡の水田でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 　　それでは質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 　　無いようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございました。それでは藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 　　藤井委員へ、案件につきましては異議なしということで承認されましたので

報告いたします。続きまして、10ページ番号2番は美田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(美田委員 退席)

議長 それでは、事務局お願いします。

事務局 10ページ番号2番でございます。〇〇の1筆567㎡の畑でございます。以下記載のと通りの賃借権の設定で農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。それでは美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。続きまして、22ページ番号38番は西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議長 それでは、事務局お願いします。

事務局 22ページ番号38番でございます。〇〇〇の1筆479㎡の水田でございます。以下記載のと通りの賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今の案件につきまして質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして37ページの所有権移転関係は19番 吉村委員に係る案件でございます。退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 37ページでございます。所有権移転関係、所有権の移転を受ける者〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土地につきましては、記載のとおり〇〇〇〇の5筆の3,076.07㎡でございます。以下記載のとおりでございます。対価は全筆で60万円、10アールあたりですと19万5,054円でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の案件につきまして質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。以上で出席委員さんの案件につきましては審議終わりましたので、その他の案件につきまして審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては田、畑、樹園地の合計面積が294,329.07㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては10ページから36ページに記載のとおりでございます。

所有権移転関係でございます。38ページをご覧ください。所有権の移転を受ける者は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、移転をする者〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土地につきましては〇〇の2筆の2,346㎡の水田でございます。対価は60万円で、10アールあたりですと25万5,754円でございます。

39ページでございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有権を移転をする者、〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土地につきましては〇〇の1筆の3,167㎡の水田でございます。対価は90万円、10アールあたりですと28万4,180円でございます。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては41ページから

43ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては44ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 皆さんに質疑を求めますがありませんか。はい、鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。24ページですけれども〇〇〇〇さんは株式会社として初めてあがってきて、法人設立を今年されたという解釈でいいですか。

事務局 〇〇〇〇さんのところですが、4月1日付けで法人設立されまして、登記が終わりまして、認定農業者の手続きも進めているところです。

議 長 その他、はい藤井委員。

9番 9番 藤井です。14ページの12番、300キロってなってますけど、これ合ってますか。それともう1つ、34ページの72番の分ですが、これは1反20,000円ってなってるんですけどもこれも正しいですか。

事務局 本人は、20,000円で間違いはないって言われましたので。

9番 わかりました。

事務局 300キロについてはちょっと確認させていただきます。

議 長 その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、議案第9号について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認と致します。

議案第10号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、議案第10号 倉吉農業振興地域整備計画の変更につきましてお諮り致します。該当委員に係る案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当する數馬委員の退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議 長 はい、それでは事務局説明してください。

事務局 議案の46ページからでございます。1件の除外の協議を付けております。まず47ページから説明をさせていただきます。除外の理由等につきましては

11番 了解。

議長 その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、承認の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので承認と致します。
先ほどの300キロの件説明致します。

事務局 農用地利用集積計画の番号12番のところで全筆、玄米300キロということ
で記載がございます。以上です。

議長 間違いないようです。以上で議事は終結と致します。

(6) その他

議長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。事務局。

事務局 それでは別冊の方をご覧いただきたいと思います。2ページをご覧ください。
(1)の農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでござ
います。〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが自宅の隣にある農地に農業用倉庫を新設さ
れるものでございます。位置等については資料の方をご覧ください。続いて3
ページの(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について
でございます。公共工事に伴う一時転用でございまして、こちらは県が発注す
る公共工事に伴い仮設事務所及び駐車場として利用するものでございます。転
用期間と届出地については、以下記載のとおりです。次に4ページの(2)で
ございます。こちらも県が発注する工事で仮設道路等として利用するものでご
ざいます。以上でございます。

続きましてあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでござ
います。5ページ1番、相談者は〇〇〇〇さん。〇〇〇〇〇〇の方でござい
まして、所有者はご本人と相談者のお兄様、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでござ
います。土地の所在地は〇〇〇の〇〇、〇〇〇の近くでございます。その他
〇〇〇、合計で4筆で、売買の相談でございます。あっせん委員の選任につい
てお願いします。続きまして6ページですけれども、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇
の方でございまして、賃貸借のご相談でございました。以上2件あっせん委員
の選任についてお願いします。

議長 それでは、まず〇〇〇〇〇〇の件でございます。〇〇地区の方、影山委員。

影山推進委員 実は2日前に資料頂きまして、直接現場を確認させていただきました。それ
から、〇〇〇の方の地番の1町の田んぼですが、この2つとも傾斜地、丘陵地
で草が生えていて、開墾はしてございません。〇〇〇〇〇から農道を挟んで、
反対側の方の丘陵地です。〇〇〇の地番の方は、道路側の方の傾斜地はイチジ

クの木が全体の3分の1ぐらい植えてあります。

それから、〇〇〇の方の丘陵地は、実は道路沿いの方の1町2反あるんですけど、ここの下側の方は〇〇〇の〇〇〇〇〇さんが白ネギを作っておられます。大体7反ぐらい作っておられますが、これはお父さんの代にこの丘陵地を崩して、石を取ったり、いろんなゴズボとか根を取って、自分が平らにして、現在白ネギができるようにきれいに整備されております。全体も、両方ともですね草も刈ってきれいにしておられまして、非常に苦勞して維持管理されているというのがよく分かるわけですが、お父さんとお母さんが生きておられる時に借りてですね、ここまで管理して頑張っておられたということのようです。それを息子が相続してですね、こういう形で土地を分けて〇〇さんが、去年の暮れ頃、買ってくれんかと値段は180万円と言っておられて。〇〇〇さんは、もう自分の代しか農業やらんし、後10年頑張ってもこんな大きな土地持っとってもどうしようもない、わしは他になんぼでも農地あるんで買うような事は考えとらんということでした。実際は〇〇〇さんに買ってもらったらいんですけど、現状難しいようでございます。まあ、いろんなことが、頼んでくるのに電話1本で頼むようなことは考えられんと、感情的なこともあるようです。努力はしますが、なかなか非常に難しいということです。

提案ですけど、ある農家の方は、このいろんな農地のあっせんについて、公平に扱かっとなるかというように私に尋ねられました。私も農地の売買或いは賃借について、できる限り皆さんに公にして、希望者に公平に等しく情報提供しながら利用して頂くようにしておりますが、ある方から見たらいいところ取りしとらへんかっていうような見方をされたもので、そういうことはないですよということはいましたけど。それでですね、こういう大きな農地とか、いろんなそういう依頼が出た時に売買或いは賃借の依頼があったときには、やっぱり皆さんに周知するっていう意味で、どういう方がええのかなというようなことですが、ホームページで周知するとか、まあいろんなことがあろうかと思いますが。それから今回のこのような大きなものですね、なかなか人で歩いて簡単に見つかるような感じもしませんので、こういう土地が出たよというようなことをですね希望者があったら農業委員会の方へ尋ねてください、とかいうような形のものにしたらどうかなあと個人的に考えた次第でございます。今後これがいいのかどうかも含めましてですね、検討して頂きたいという具合に思います。以上です。

それから、もう1人付いて頂けますか。

議 長 ここまで話してもらえたら、1人で頑張ってもらった方がいいかなと。よろしくをお願いします。

続きまして6ページ、藤井さんですな。お願いします。

9 番 はい。

議 長 続いて活動の状況について、美田委員をお願いします。

8 番 はい。これはいい情報だなと思ったんですけど、〇〇さんが今までやっておられて、草刈りしとんなるという情報があったもので、本人さんに聞いたら、返す時にはちゃんとして返さないけんだからということで草刈りされとっただけで、がっかりしました。

まあちょっと時間かけながら、同じ村の人に使ってもいいというような人がおらんかなということで、準備やってるつもりだったですけど、誰もこの〇という村が大きな田んぼだけの法人を持つとるんですけどね、小さいのにはひとつも見向きもせんというか。なかなか難しいということでございます。それで〇〇さんも苦勞されてまして、長い間、大豆を作ってこられて、地目は水田でございましてけれども、この上の方に経営で農地開発した山が畑になっちゃったものですから、水が出てくるところが落ちちゃって、稲作するような田んぼじゃありません。そのため大豆で対応されてきたんですけども、やはりそうは言っても未整備の水田だったものですから、道路側でなしに山側の方から下がり水があつて、3分の1ぐらいは湿田状態ということで耕作は苦勞されとるということがございました。

〇〇さんも75才ということで、旦那さんも亡くなつとるし、息子さんも遠いところに行かれとるということで、1人で生活されておりますけど、草刈りだけでも自分でなんとかして、しばらく自分がやれる間はやってみますということをおられます。〇〇の法人が〇〇さんの方の、農地について頑張らないけんという定款を持っておりますけども、そこまで手を広げるような段階にはありませんので、他をあたりながらという状況です。以上です。

議 長

まあ、いろいろと手を尽くしていただいてあげてください。ありがとうございました。他には報告はないですね。

事務局

農地利用最適化推進委員の募集状況等についてでございます。

まず、農業委員については4月15日で募集を締め切りまして、来週11日に面接があるということでございます。推進委員につきましては、4月15日で募集を締め切りましたが第1地区、第3地区の2地区につきましては申し込みがそれぞれ1名でしたので、募集期間を1月延長しまして5月15日まで延長しているところです。募集期間5月15日までですが、万が一埋まらないということであれば、再度、期間延長したいというふうに考えております。推進委員、農業委員の状況については以上でございます。

議 長

全体で何かございませんか。

それでは、ないようですので、以上で、本日の農業委員会会議は閉会といたします。農作業大変忙しいと思いますが、どうぞ怪我をなされないように、十分に頑張ってくださいと思います。

— 午後2時50分 閉 会 —